

足利市営住宅申込のQ & A

Q 1 : 市営住宅の募集にはどのような人が申し込むことができますか。

A 1 : 市営住宅には、住宅に困窮していること、所得が定められた基準内にあることなどの条件があります。
詳しくは『市営住宅申込案内』をご確認ください。

Q 2 : 募集はいつありますか。

A 2 : 毎月5日（土・日・祝日は翌営業日）におりひめプラザホームページに掲載します。
また、おりひめプラザ、足利市役所建築住宅課の窓口においても確認できます。

Q 3 : 『市営住宅申込案内』はどこで手に入れることができますか。

A 3 : おりひめプラザ、足利市役所建築住宅課の窓口で配布しています。

Q 4 : 友達といっしょに住む住宅を探しています。市営住宅に申し込むことができますか。

A 4 : 申し込むことはできません。
市営住宅に同居できるのは親族（内縁関係を含む）のみです。

Q 5 : 足利市外に住んでいますが、市営住宅に申し込むことはできますか。

A 5 : 申し込むことができます。
令和2年1月入居から市内住所要件を廃止しました。

Q 6 : 複数の住宅に申し込むことはできますか。

A 6 : 1世帯につき1件の申込みができます。
重複しての申込みはできません。

Q 7 : 現在、持ち家に住んでいます。申し込むことはできますか。

A 7 : 住宅を所有されている場合は、住宅困窮者にあたらないため、申し込むことができません。
ただし、持ち家を売却するなどの場合には、申込みすることができます。
この場合、入居決定前に持ち家を処分したことを証明する書類を提出していただきます。提出できない場合は失格となります。

Q 8 : 収入がなくても申し込むことはできますか。

A 8 : 申し込むことができます。
市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために建てられた住宅ですので、収入の下限はありません。
しかし、入居後は当然ながら家賃を支払っていただく必要があります。3か月以上滞納された場合、明渡請求することになりますのでご注意ください。

Q 9 : 収入が市営住宅の申込資格である基準を超えているようです。基準を超えていても申し込みできますか。

A 9 : 申し込みできません。
しかし、市営住宅の収入基準を超える方を対象にした中堅層向けの住宅である『中橋ハイツ』は申し込みできます。

Q 10 : 現在、第一子を妊娠中です。『子育て世帯住宅』に申し込むことはできますか。

A 10 : 子育て世帯住宅は、所得に応じて家賃が決定される『山辺南ハイツ』、中堅層向けの住宅で民間マンションに比べて割安となっている『中橋ハイツ』があります。
しかしながら、入居申込時に満12歳以下の子と同居している必要がありますので、第一子を妊娠中の方は申し込みできません。

Q 11: 駐車場はありますか。

A 11: 一部の住宅を除いて駐車場があります。
ただし、1世帯1台です。

Q 12: 現在、空き家になっている部屋は、すぐに入居できますか。

A 12: 市営住宅は、募集により入居予定者を決定するため、すぐに入居することはできません。
なお、現時点において空き家であっても、募集により既に入居予定者が決定している場合があります。
また、空き家であってもリフォーム予定の部屋については、募集をしないため、入居することはできません。

Q 13: 申し込みしてからどのくらいで入居できますか。

A 13: 毎月5日（土・日・祝日は翌営業日）に募集を行い、申込受付、応募多数による抽選、入居説明会、資格審査、入居決定後の手続き後に部屋の鍵を翌々月の1日にお渡しいたします。
そのため、募集から入居まで2か月程度かかります。

Q 14: 申し込み時に部屋の下見はできますか。

A 14: 中橋ハイツを除く市営住宅は、鍵をお渡しするまで部屋の中を見ることはできません。

Q 15: 家賃はどれくらいですか。

A 15: 市営住宅の家賃は、世帯の収入、住宅の広さ、建築年数等に応じて決定されます。
入居を希望される市営住宅が決まりましたら、おりひめプラザもしくは足利市役所建築住宅課へお問合せください。

Q 16: 家賃以外に負担するものはありますか。

A 16: 市営住宅では、入居者が共同利用する部分に要する費用は、『管理費』として、入居者が共同で負担することになっています。管理費は、エレベーターや廊下灯等の電気料金などに充てています。

Q 17: 入居の際に敷金や礼金は必要ですか。

A 17: 市営住宅は、敷金や礼金は必要ありません。しかし、退去の際、原状回復に要する費用、自然的な劣化や通常使用により生じる損耗等（畳、襖の張替え）を負担していただきます。（中橋ハイツは家賃の2か月分の敷金が必要となります。）

Q 18: 浴室があるのに浴槽等がない住宅とはどういうものですか。

A 18: 市営住宅には、浴室スペースのみの住宅があります。この住宅に入居される場合、入居される方のご負担で浴槽等を設置していただくこととなります。なお、退去の際には原状回復をしていただくため、設置された浴槽等は、入居者のご負担で撤去していただきます。

Q 19: 将来、親や子供と同居できますか。

A 19: 市営住宅に同居するためには、承認を受ける必要があります。同居することができるのは、入居者の3親等（内縁関係を含む）のみです。なお、同居により世帯の収入が基準を超える場合等、同居が認められないことがあります。

Q 20: ペットを飼えますか。

A 20: 市営住宅で犬、猫などのペットの飼育はできません。